

令和3年4月12日(月)から18日(日)

春の火災予防運動を実施します！



【春の火災予防運動】

「その火事を防ぐあなたに金メダル」を全国統一防火標語とし、八戸広域管内を含む青森県では令和3年4月12日(月)から18日(日)までの7日間にわたり、「春の火災予防運動」を実施します。



全国統一防火標語ポスター

【2020年中の八戸広域管内の火災について】

2020年中(1月から12月まで)に八戸広域管内で発生した火災件数は106件で、**前年と比較すると24件の減少**となっています。

2020年中の火災の概要としまして、火災件数106件の内訳は、建物火災57件、林野火災12件、車両火災9件、船舶火災1件、その他の火災27件となっています。出火原因で多いのは、「放火」「ストーブ」各14件、「たき火」13件です。

こんろに火をつけたままその場を離れてしまったり、たばこの不始末から出火した火災も発生しています。火災が発生すると、生命・身体・財産に大きな損害をもたらす恐れがありますので、十分注意してください。

【住宅防火について】

火災による被害を減らすためには、一人ひとりが普段の生活の中で、防火に対する意識を高め、火災予防の対策を行うことが重要です。「住宅防火いのちを守る7つのポイント」を参考に身の回りの火災予防について確認しましょう。

「住宅防火 いのちを守る7つのポイント」

3つの習慣

- 1 寝たばこは、絶対やめる。
- 2 ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- 3 ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。



4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 3 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【住宅用火災警報器を設置し、定期的に点検しましょう！】

平成20年6月2日から、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

古くなった住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れなどで作動しなくなることがあるため、設置してから**10年を目安に本体の交換をおすすめします**。ボタンを押しても紐を引っ張っても音が鳴らない場合は、電池切れか故障ですので、購入先へお問い合わせください。まだ設置していない場合は、早急に設置してください。

また、今後新しく住宅用火災警報器を設置・交換する際は、**連動型住宅用火災警報器をおすすめします**。「連動型」とは、火災を感知した住宅用火災警報器だけでなく、他の部屋に設置してあるすべての住宅用火災警報器が警報を発する方式です。別の部屋にいても火災の発生をすぐに知ることができます。早期に火災を発見できた場合は、初期消火を行える可能性があります。最近では、一般住宅で使いやすいように開発された住宅用の消火器が販売されています。

住宅用火災警報器の設置・交換にあわせて住宅用消火器の設置も推奨します。



■お問い合わせ先■

八戸地域広域市町村圏事務組合 消防本部予防課

TEL : 0178-44-2133 / FAX : 0178-44-1196

